

小売規制料金の見直しについて

～経済産業大臣への補正申請内容とモデル料金～

2023年5月16日

東北電力株式会社

小売規制料金をご契約いただいているお客さまへ

平素より、当社事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、経済産業大臣に小売規制料金値上げに関する補正申請をいたしました。

当社は、2013年9月の電気料金改定以降、経営効率化に最大限取り組み、小売規制料金をご契約いただいているお客さまの電気料金については、可能な限り現行の水準を維持するよう努めてきております。

しかしながら、2021年と2022年に立て続けに発生した福島県沖を震源とする地震の影響により財務基盤が毀損する中で、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、輸入燃料価格等が大幅に高騰しました。このため、2022年6月以降、燃料費調整制度における上限価格を上回る分の当社負担額が継続的に増加し、このままでは電力の安定供給に支障を来しかねない状態となることが想定されました。

そうした状況から、大変苦渋の決断ではありましたが、2022年11月24日、最大限の経営効率化の実施を前提に、2023年4月1日から平均32.94%の値上げとなる特定小売供給約款の変更を経済産業大臣に申請しておりました。

その後、国の審査や公聴会などを経て、本日、経済産業省から査定方針が示され、申請内容に対する修正指示をいただいたことから、2023年6月1日より、平均25.47%の値上げとなる補正申請をいたしました。

当社は、これまでに賜りましたご意見・ご指摘を真摯に受け止め、引き続き徹底した経営効率化の下で、電力の安定供給に最大限取り組んでまいります。さらに、お客さまのご負担軽減につながる電気の効率的なご利用方法のご提案などにも、より一層取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 補正申請の概要について

1 - 1. 料金値上げの対象となる小売規制料金のお客さま

- 2016年4月の小売全面自由化により、住宅や商店などの低圧受電を含む全てのお客さまが電気の契約先を選択できるようになりましたが、低圧受電のお客さまには、経過措置として、従量電灯など従来型の料金メニューが規制料金として残されています。
- 自由化部門の料金につきましては、2022年11月に値上げや燃料費調整制度の上限を廃止するなどの見直しを行っておりますが、今回、規制料金についても経済産業大臣の認可を得て値上げさせていただきます。
- 今年4月に見直された新たな託送料金についても、今回の値上げに合わせて反映しております。

<電気料金の構造と今回申請の対象>

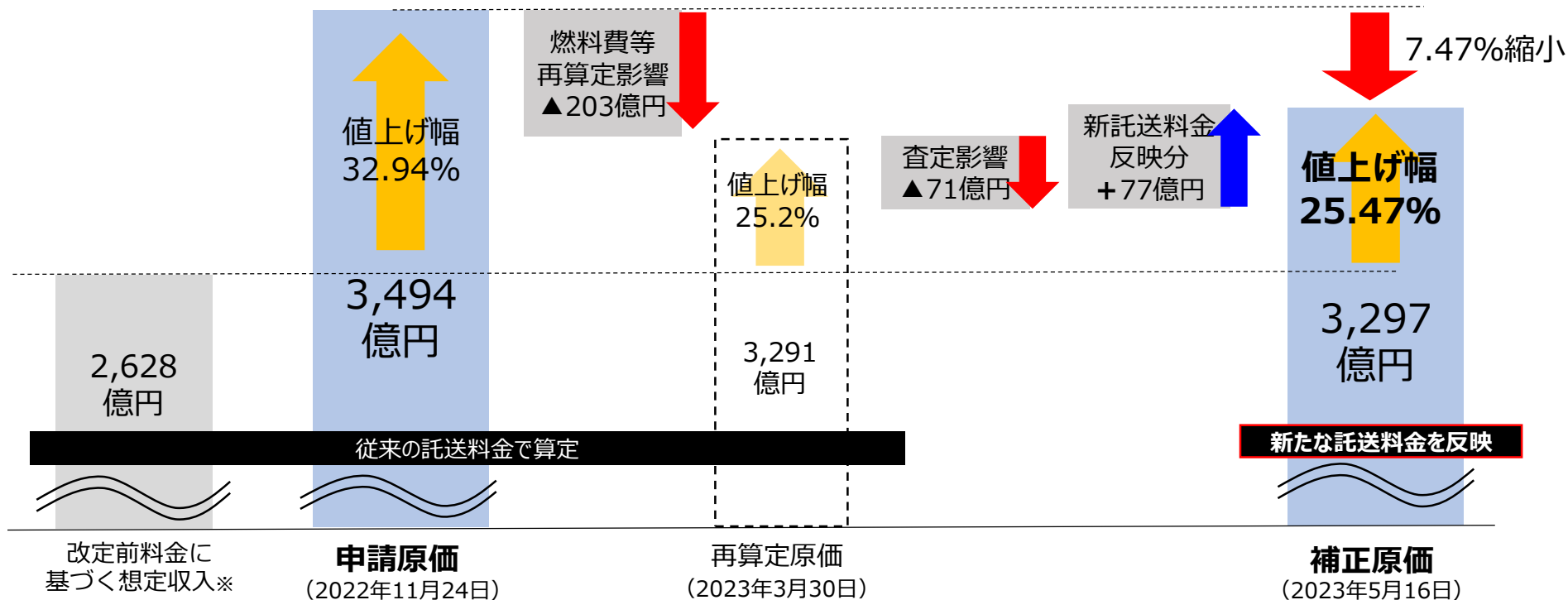
	低 圧		高圧以上
	規制部門	自由化部門	
小売料金	<p>今回対象</p> <p>口数：536万口（77%） 電力量：117億kWh（18%）</p>	<p>2022年11月燃調上限設定廃止 2023年6月料金見直しを実施</p> <p>口数：154万口（22%） 電力量：110億kWh（17%）</p>	<p>2022年11月標準メニュー値上げ 一旦受付停止後、新たなメニューにより 2023年2月に受付再開</p> <p>口数：6.8万口（1%） 電力量：431億kWh（65%）</p>
託送料金	<p>新たな電気料金と合わせて、レベニューキャップ制度に基づく新たな託送料金を反映</p>		<p>2023年4月からレベニューキャップ制度に基づく新たな託送料金を反映</p>
再生可能エネルギー発電促進賦課金	<p>毎年3月に、経済産業大臣が再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価を決定する</p>		

注) 口数は2023年3月末時点、販売電力量は2022年度の実績となります。

1 - 2. 補正申請原価の概要について

- 当社は、2022年11月24日に小売規制料金について平均32.94%の値上げを申請しておりました。
- その後、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合における審査や公聴会、消費者庁と経済産業省の協議などを経て、物価問題に関する関係閣僚会議が行われ、経済産業省より査定方針が示されました。
- これを受け、当社は**値上げ幅を平均25.47%に見直したうえで、経済産業大臣に規制料金値上げに関する補正申請を行いました。値上げの実施については、2023年6月1日を予定しております。**
- なお、2023年4月に、お客さまに電気をお届けするために使用するネットワーク設備の利用料金である「託送料金」が新たに見直されたことから、補正申請にあたっては、その値上げ分も反映しております。

小売規制料金の対象原価



※ 今回前提諸元となっている燃料価格・販売電力量水準で、現行料金を継続した場合の今回原価算定期間における年平均収入
 注) 再生可能エネルギー発電促進賦課金および消費税等相当額は含みません。

【参考】直近の燃料価格等に基づく再算定

- 当社が2022年11月24日に申請した料金原価においては、省令に基づき、申請時点での直近の貿易統計値（2022年7月～2022年9月）を基に、燃料費・他社購入電力料・他社販売電力料等の金額を算定いたしました。
- その後、公聴会および経済産業省が募集した「国民の声」などにおいて、「申請後の燃料価格・卸電力市場価格が下落傾向にあり、直近の実績を勘案すべきである」などのご意見を頂戴したことから、今年3月時点での直近の貿易統計値（2022年11月～2023年1月）を基に、燃料費などの料金原価を再算定した結果、当社の平均値上げ率は大きく縮小しております。

<燃料価格>

		申請原価 [A]	再算定原価 [B] (補正原価)	差 (B-A)
貿易統計における採録期間		2022年7月～9月	2022年11月～2023年1月	-
基準燃料価格 [参考]上限価格	円/kl	85,400 [128,100]	83,500 [125,300]	▲1,900 [▲2,800]
為替レート	円/ドル	137	139	+2
原油CIF	円/kl	97,466	82,572	▲14,894
LNG価格	円/ト	142,803	132,509	▲10,294
石炭価格	円/ト	51,875	53,189	+1,314

<卸電力市場価格>

	申請原価 [A]	再算定原価 [B] (補正原価)	差 (B-A)
設定の考え方	原価算定期間における、第三者機関が提供する将来想定値	2023年2月時点の電力先物価格に基づく将来想定値	-
想定価格	35円/kWh	21円/kWh	▲14円/kWh

1-3. 補正原価の概要と査定内容等

- **査定方針を反映した補正原価（自由化部門を含む）は1兆5,680億円となり、燃料費等再算定後の原価と比較して572億円の減額となりました。**
- 当社は申請時点で既に311億円の経営効率化を織り込んでおり、大変厳しい査定となりましたが、審査等でいただいたご指摘を踏まえ、引き続き経営効率化の深掘りに努めてまいります。
- なお、送配電関連費を含む総原価は、**レベニューキャップ制度導入後の託送料金を反映したことから、1兆9,743億円となります。**

<補正原価の概要と査定内容等>

(単位：億円)

	補正原価		再算定原価 B	差 A-B	査定内容等 (原価に対する影響)
	A	構成比			
人件費	459	2.3%	459	▲0	社外役員の給与水準の減、出向者給与負担の減 ほか
燃料費	10,936	55.4%	11,213	▲278	熱量当たり調達単価のトップランナー査定による減 ほか
修繕費	797	4.0%	868	▲71	メルクマール超過分の減、効率化深掘りによる減 ほか
減価償却費	947	4.8%	971	▲25	非化石証書販売収益の設備投資額への減額による減 ほか
事業報酬	729	3.7%	660	68	レベニューキャップ制度による託送料金改定の反映による増 ほか
購入電力料	6,492	32.9%	6,193	300	容量市場の織込みによる増、効率化深掘りによる減 ほか
公租公課	432	2.2%	481	▲48	法人税等の算定諸元としての1株当たり配当金額の減 ほか
その他経費	1,241	6.3%	1,293	▲52	普及開発関係費などの個別査定、効率化の深掘り ほか
控除収益	▲6,353	▲32.2%	▲5,885	▲468	容量市場および需給調整市場の織込みによる減 ほか
総原価	15,680	-	16,252	▲572	
送配電関連費※	4,063	20.6%	3,857	206	レベニューキャップ導入後の新たな託送料金反映による増
送配電関連費を含む総原価	19,743	100%	20,110	▲366	

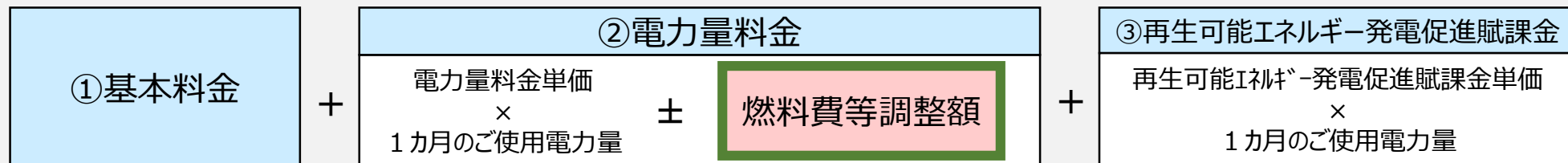
※ 送配電関連費は、補正原価は2023年4月時点、再算定原価は2022年11月申請時点の託送料金を基に算定

2. 電気料金の補正内容とモデル試算について

2-1. 電気料金見直しの概要①

- 電気料金は、契約電流などに応じてご負担いただく「①基本料金」、電気のご使用量に応じてご負担いただく「②電力量料金」、電気のご使用量に応じて国が定めた単価によりご負担いただく「③再生可能エネルギー発電促進賦課金」により構成されています。
- なお、電力量料金については、経済産業省令に基づき、電気料金の設定において見込んでいる輸入燃料価格からの、実績価格（貿易統計値）の変動相当を迅速に電気料金に反映する観点から、燃料費調整が行われます（基準となる価格と実績の価格の差に応じて、毎月の電気料金をプラス調整／マイナス調整）。
- このたびは、基本料金、電力量料金および燃料費調整について、それぞれ見直しを行います。

【電気料金の仕組み】



基本料金単価の見直し

- 託送料金の変動分を反映

電力量料金単価の見直し

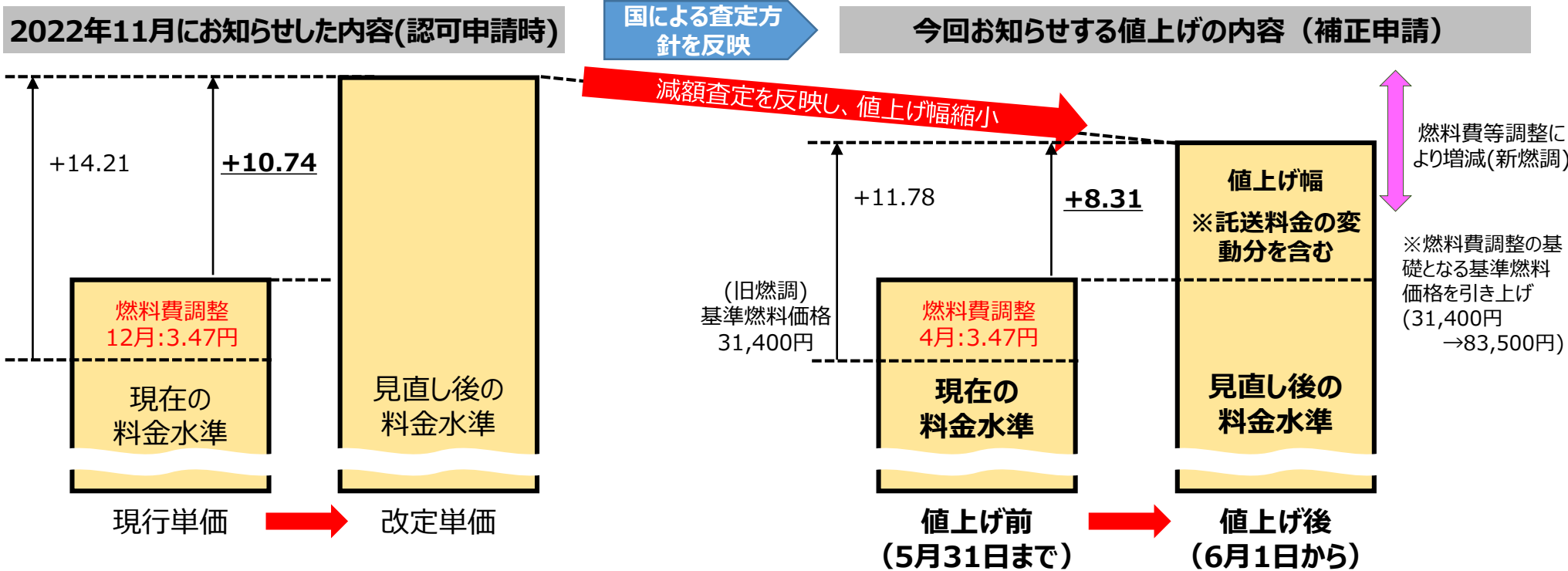
- 託送料金の変動分を反映
- 現在の電源構成や燃料価格などを前提とした費用の増加分を反映

燃料費調整の見直し

- 最新の電源構成を反映するとともに、基準燃料価格について料金算定の前提となる直近の燃料価格に置き換え（2022年11月～2023年1月の貿易統計値）
- 経済産業省令に基づき、離島ユニバーサルサービス調整を新たに設定

- 今回の料金値上げは、現在の電源構成や燃料価格などを前提とした費用のご負担をお願いするものですが、燃料価格などの見直しや経済産業省による査定により、値上げ幅が認可申請時より縮小いたしました。
- また、2023年4月からはお客さまに電気をお届けするために使用する送配電設備の利用料金にあたる「託送料金」が見直されたことから、その変動分を反映いたしました。これにより、規制料金全体では、1kWhあたり平均で税込8.31円、25.47%の値上げとなります。
- お客さまにはご負担をお願いし、大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

電気料金見直しの概要（政府による激変緩和措置は含まない）



※見直し後（改定単価・値上げ後）と同条件で比較するため、見直し前（現行単価・値上げ前）には料金算定の基礎となる燃料価格の採録期間に対応する燃調単価を含んでいます。

※補正申請に基づく内容であり、国の認可を受けて決定いたします。

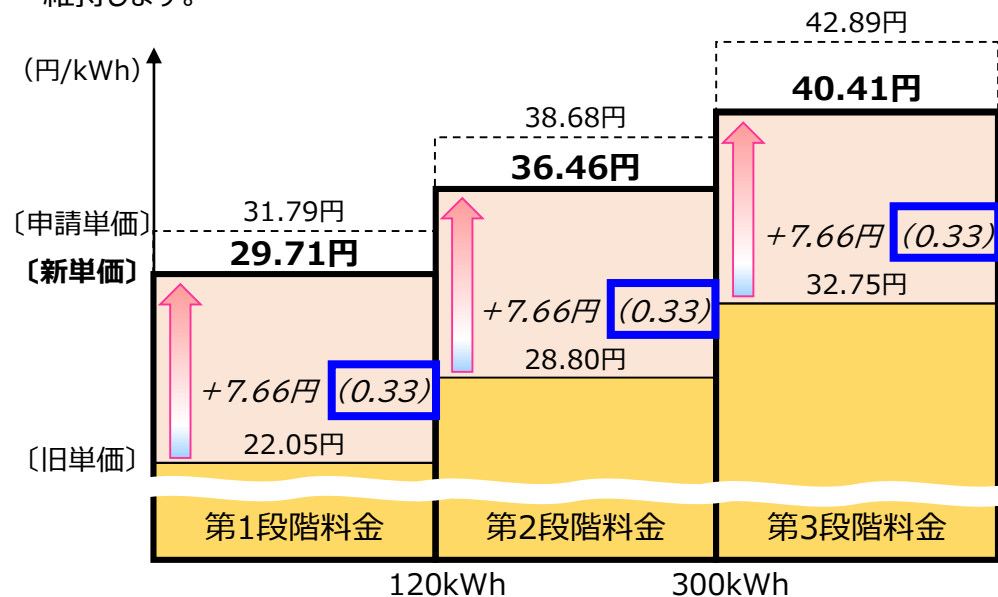
※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

2-2. 電気料金設定の考え方

- **料金値上げにより、ご家庭(契約種別：従量電灯B、契約電流：30A、使用電力量：260kWh/月の場合)の電気料金は、現在のお支払い額と比べて26.27%の値上げとなり、月額10,142円(値上げ額2,110円)となります(激変緩和措置含まない)。**
- 具体的な料金単価設定にあたっては、ご使用電力量に応じてご負担いただいている電力量料金について、一律の単価を上乗せするとともに、2023年4月からはお客さまに電気をお届けするために使用する送配電設備の利用料金に該当する「託送料金」が見直されたことから、託送料金の変動分を基本料金および電力量料金に反映しました。
- なお、2022年11月の申請時には、基本料金についてもあわせて見直す旨お知らせしておりましたが、経済産業省の査定方針を踏まえ、託送料金の変動分のみを基本料金に反映することといたしました。

電力量料金の見直し(従量電灯Bの場合)

- 査定方針を踏まえ電力量料金の値上げ単価については一律としました。
- 引き続き、ナショナルミニマムの観点などから設定されている3段階料金を維持します。



託送料金変動分の反映(従量電灯Bの場合)

- 託送料金の変動分を基本料金および電力量料金に反映しました。

【託送料金:電灯標準接続送電サービス・税込】

	見直し前	見直し後	単価差
基本料金 (10Aあたり)	126.50円	166.10円	+39.60
電力量料金 (1kWhあたり)	8.91円	9.24円	+0.33

【従量電灯B:基本料金・税込】

契約電流	旧単価	新単価	値上幅
10アンペア	330.00円	369.60円	39.60円
15アンペア	495.00円	554.40円	59.40円
20アンペア	660.00円	739.20円	79.20円
30アンペア	990.00円	1,108.80円	118.80円
40アンペア	1,320.00円	1,478.40円	158.40円
50アンペア	1,650.00円	1,848.00円	198.00円
60アンペア	1,980.00円	2,217.60円	237.60円

※同じ条件で比較するため旧単価には2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます(激変緩和分含まない)。

※各単価には、消費税等相当額を含みます。

※補正申請に基づく内容であり、国の認可を受けて決定いたします。

2-3. 主な契約メニューのモデル料金と基準燃料価格

■ 主な契約メニューのモデル料金

	1カ月のご使用量	現行料金	補正申請した料金		
			改定料金	値上げ額	値上げ率
従量電灯 B (契約電流：30A)	260kWh	8,032円	10,142円	2,110円	26.27%
従量電灯 C (契約容量：13kVA)	810kWh	29,956円	36,675円	6,719円	22.43%
低圧電力 (契約電力：6kW)	340kWh	13,796円	16,652円	2,856円	20.70%

※「1カ月のご使用量」は、当社実績に基づくものです。

※現行料金には、2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価にもとづく燃料費調整額を含みます。

※現行料金および改定料金には、消費税等相当額および2023年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金（1.40円/kWh）を含みます。

※現行料金および改定料金の低圧電力には、「その他季」の電力量料金単価を適用し、力率は90%で算定しています。

※補正申請に基づく内容であり、国の認可を受けて決定いたします。

※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

■ 基準燃料価格

- 基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格の加重平均値であり、燃料費調整における価格変動の基準値となるもので、基準値からの燃料価格（3カ月平均値）の変動分を燃料費調整において毎月の電気料金で調整（プラス/マイナス）しています。
- なお、補正申請における基準燃料価格は、燃料価格の高騰や為替の影響により、現行よりも大幅に上昇しています。

		現行 (2012年10月～12月統計)	補正申請 (2022年11月～2023年1月統計)
為替レート	円/ドル	80	139
燃料価格	原油CIF	円/kl	57,651
	LNG価格	円/ト>	64,566
	石炭価格	円/ト>	9,800
基準燃料価格	円/kl	31,400	83,500

3. 約款規定の変更

3-1. 約款規定の変更について（全体概要）

- 当社は、この度の特定小売供給約款の変更認可申請に伴い、以下のとおり、約款規定の見直しを行います。
- 現行の約款は、消費税率変更にともなう電気料金単価の見直しを反映（2019年10月1日実施）して以来、変更していないことから、今回は、法的分離にともなう分社化の反映や、その後の電気事業の制度変更などを反映いたします。
- また、当社の業務効率化などの観点から一部取扱いについて、変更いたします。
- 今回の具体的な見直し項目は以下のとおりです。

分類	項目	見直し概要
法的分離に伴う分社化規定	託送業務・送配電設備等に係る規定簡素化	<ul style="list-style-type: none"> • 当社が行う小売供給と一般送配電事業者が行う託送供給に関する業務の区分を明確にし、託送供給に関する事項は、お客さまへの影響を考慮して入念規定するものを除き、「託送約款等の定めによるもの」として簡素化または削除。 • 上記に伴い各業務の実施主体を変更/明確化（当社/一般送配電事業者）。
	実施主体変更/明確化	
制度変更	配電ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> • 配電ライセンスに伴い、配電事業者に係る規定を追加（配電事業者が託送供給を行うお客さまも特定小売供給の対象）。
	指定区域供給制度	<ul style="list-style-type: none"> • 一般送配電事業者が国の承認を受け山間地等を独立系統運用する指定区域供給制度の導入に伴い、供給区域の一部が指定区域供給化された場合の契約期間の終期について入念規定(当該地域は離島供給等約款の対象となる)。
	複数需要場所1引込	<ul style="list-style-type: none"> • 審議会で整理された複数需要場所1引込（非常災害時のマンション間の電力融通など）について託送供給等約款に規定されたため、需給契約の単位の原則によらない旨規定。
	再エネ特措法関連	<ul style="list-style-type: none"> • 法律名称等の変更を反映。
	日本産業規格	<ul style="list-style-type: none"> • 名称変更を反映。
	蓄電池の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 一定規模以上の系統蓄電池を用いた蓄電事業が、電事法上発電事業と位置付けられたことを反映。
取扱変更 (業務効率化)	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> • 契約期間を年度（4月～翌3月）に統一。
	窓口持参払い	<ul style="list-style-type: none"> • 窓口持参払い以外の代替手段を用意・定着していることを踏まえ、窓口持参払いの取扱いを削除。
	店頭掲示(燃調単価・再エネSC)	<ul style="list-style-type: none"> • 店頭掲示について、確認できる代替手段を用意していることを踏まえ店頭掲示の取扱いを削除。
料金改定に伴うもの	離島ユニバーサルサービス調整	<ul style="list-style-type: none"> • 料金見直しに伴い、従来燃調に加え離島ユニバーサルサービス調整を行う旨規定。
	約款切替に係る措置	<ul style="list-style-type: none"> • 料金単価変更に伴う日割計算を入念規定。
その他	実施日	<ul style="list-style-type: none"> • 実施日を変更（今回の変更に合わせて西暦表記に見直し）。

3-2. 約款規定の変更について（一部業務取扱いの見直しについて）

- 約款規定の変更のうち、当社業務の取扱いの見直しを行います。
- いずれの見直しによるお客さまへの実質的な影響はないと考えており、今後も業務効率化に努めることで全体的なコスト削減につなげるほか、新料金プラン・サービスの開発を通じてお客さまに還元してまいります。

ご契約期間の見直し（年度単位でのご契約へ変更）

- ✓ 契約期間について、これまでは、需給契約が成立した日から料金適用開始後1年目の日までとしておりましたが、契約期間管理の観点およびお客さまの簡明性の観点から、今後は、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までに変更いたします。
- ✓ これにより、年度単位（4月1日から翌年3月31日までの期間）での契約更新となります。

電気料金の支払い方法に係る見直し（当社事業所における料金収納業務の取扱い終了）

- ✓ 電気料金の支払い方法については、口座引き落としやクレジットカード払い、金融機関・コンビニエンスストアでの振り込みなどの利便性の高い多様な手段を用意しております。
- ✓ これらの支払い方法が定着していることを踏まえ、当社事業所窓口での料金収納業務の取扱いを終了することとし、電気料金のお支払いに関する規定を変更いたします。

再生エネ賦課金および燃料費調整単価等のお知らせ方法に係る見直し（店頭掲示の終了）

- ✓ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等について、当社事業所窓口への店頭掲示によりお知らせすることとしておりますが、インターネットの普及やペーパーレス推進の観点などから、当社ホームページへの掲載など、店頭掲示によらない方法でお知らせすることとし、必要な規定の見直しを行います。
- ✓ なお、事業所にお越しいただいた場合でも、窓口にてお問い合わせいただければ、ご確認いただくことが可能です。

4. お客様へのご説明について

4. お客さまへのお知らせ方法

- 新たな電気料金単価等については、当社ホームページ内の専用サイト等で幅広くお知らせするとともに、お客さまとのあらゆる接触機会を捉えて、引き続き丁寧にご説明してまいります。

お知らせ方法

- 当社ホームページ内で、値上げに至った背景、新たな電気料金単価、経営効率化への取り組みなどをお知らせするとともに、値上げ影響をご試算いただける機能を準備しているところであり、認可時に改めてお知らせいたします。
- また、値上げについては、新聞広告で広くお知らせするとともに、お客さまとのあらゆる接触機会を通じて、引き続き丁寧なご説明に努めてまいります。

(当社ホームページでの周知イメージ)



お問い合わせへの対応

- 料金値上げに関するお客さまからのお問い合わせにつきましては、専用フリーダイヤルを設置しており、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

専用
フリーダイヤル

0120-211-440 (オール電化のお客さま)

0120-393-043 (上記以外のお客さま)

平日9時～17時 (土日祝日を除く)

- 当社ホームページなどを活用し、電気料金の値上げ内容の説明に加えて、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電の方法など、お客さまのお役に立つ情報をご紹介します。
- また、2023年度も2022年度に引き続き、お客さまのご負担軽減につながる省エネ促進の取り組みを検討しており、詳細が決まり次第お知らせいたします。

節電手法のご紹介

省エネ・節約手法のご紹介



電化製品の上手な使い方や手軽にできる省エネ・節約手法をご紹介します。

オール電化住宅にお住まいのお客さまへ

夜間単価を設定している料金プランで
ご契約のお客さまへ

よりそう+シーズン&タイムや、よりそう+ナイトプラン等をご契約中のお客さまへ省エネ機器への交換による節電手法をご紹介します。

よりそうeねっと

よりそうeねっと

東北電力のWebサービスです。毎月の電気料金やご使用量をかたんにチェックできます。最大過去2年間の電気のご使用実績も管理できるので節電にも役立ちます。

【家電製品の上手な使い方、省エネチェックシート】

家電製品ごとの上手な使い方や省エネした場合の料金節約額の目安をご紹介します。

1. 家電製品ごとに上手な使い方（省エネ方法）

上手に家電を使って、省エネ効果をアップしましょう。

省エネラベリング制度を知って、かしく省エネ家電を選んだあとは、上手に使いましょう。電気代を節約する家電の使い方のポイントをアップしていきますので、ぜひ参考にしてください。

- エアコン
- 電気カーペット
- こたつ
- 照明機器
 - 省エネ型に替えて点灯時間を短く
電球型蛍光灯に替えるだけで省エネ効果はアップします。点灯時間は短く、無駄な明かりは消しましょう。
 - 器具の掃除で明るさアップ
照明のかさやカバーが汚れると、明るさが低下します。こまめな掃除を心がけましょう。
 - [照明機器の省エネチェックシートへ](#)
- テレビ

2. 省エネの取り組みに応じた料金の節約目安を試算

該当する項目のチェックボックスにチェックを入れてください

※節約効果は、機器の性能、型式、使用形態、気象条件により変動いたしますので、目安として参照願います。

エアコン

- 冷房を27℃から28℃に設定した場合
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、1日9時間使用)
[【参照】環境省ホームページ COOLBIZ どうして28℃?](#)
- 暖房を21℃から20℃に設定した場合
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、1日9時間使用)
- 冷房時間を1日1時間短縮する。
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、設定温度28度)
- 暖房時間を1日1時間短縮する。
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、設定温度20度)
- フィルターを月1回か2回清掃（冷房時）。
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、設定温度28度)
- フィルターを月1回か2回清掃（暖房時）。

節約効果 節約金額（年間） 1,210円

選択項目をリセット

詳しく見る